

和歌山県伊都郡かつらぎ町

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

地方分権が進められ、国の政治や行政が大きく変化しつつある中、平成の大合併により住民と議会の距離は一層懸隔し、議会への住民参加の工夫や、住民との意思疎通の機会が望まれています。こうした中、かつらぎ町は、分権型社会にふさわしい自治体となるべく、行政改革や議会改革に積極的に取り組んでおり、今後議会の果たす役割が大きくなる状況に対応できるよう努めています。

具体的には、執行機関などの監視機能や、議会議員の政策立案能力の向上に注力しています。

かつらぎ町議会では、平成22年7月の改選時に16名であった議員定数を2名削減し、3常任委員会（総務文教・厚生・産業建設）を2常任委員会（総務産業・厚生文教）にし、議員各位の担当する分野を拡大し、その分野の見識を高めることにより、付託された案件や請願等をよりきめ細やかに調査・審査を行えるようになりました。こうして、住民の声に最大限応えられるよう努めています。

また、議員各位の資質の向上を図り、議会の権能を高めるため、平成18年より議会運営委員会が中心となって、より開かれた議会を目指し、議会改革及び議会の活性化について様々な取り組みや先進地視察等を行っています。そして、平成23年12月議会において7名の委員で構成する「議会活性化特別委員会」を設置。設置後の取り組みとして、町内各種団体を中心に議会改革アンケートの実施や、通年議会の導入に向け、実施要綱（案）の策定などに取り組んでいます。

かつらぎ町議会は、住民の代表機関として、地域における民主主義の発展と、住民福祉の向上に努め、ますます多様化する住民ニーズに対し、これまで以上に取組み、積極的に活動しております。これら一連の活動が表彰に値すると考え、推薦しました。

2 住民に開かれた議会

1. 会期日程の周知

定例会等の開会を周知するため、町内有線放送の活用や、議会ホームページへの掲載を実施しています。

2. 議会広報紙（議会だより）の発行

議会広報編集特別委員会（6名）を設置し、広報委員を中心に編集を行っています。発行は年4回、町内全戸配布。委員会では、議会活動を一人でも多くの住民の方にわかりやすく伝えることを目的として、常に紙面改善に取り組んでいます。

3. 議会運営の取り組み

一般質問は、一問一答方式を採用し、対面方式で行っています。また、傍聴者にも審議内容を少しでもわかりやすく伝えるため、傍聴席に議案書及び議案参考資料（予算書・決算書）等を配備しています。

4. 議会ホームページの活用

事前に一般質問者の質問要旨の公開や、議決結果の公開等を行っています。